

原則

**事業歴を問わず兵庫県内で事業実態があれば申し込み可能です。**  
 (ただし一部の資金については1年以上の同一事業歴が必要となります。)  
**兵庫県信用保証協会の保証が必要です。**  
**第三者保証人は不要です。**  
 (第三者保証人とは、友人・知人・取引先等直接融資申込人<または会社等>と関係のない者、または生計を別にする親族等の保証人をいいます)

- ・主な要件だけを記載しているため、これら以外の要件がある場合もあります。
- ・審査等により融資を受けられない場合もあります。
- ・利率は年度途中で変更する場合があります。
- ・担保及び保証人(第三者保証人を除く)は、保証協会または金融機関の定めるところによります。

(平成23年4月1日現在)

こんなとき、ご利用ください

- ・新しい分野に進出しようとするとき
- ・建設業者が、医療・福祉・環境、一部の農林水産分野へ事業展開する資金が必要とき
- ・2年以内に売上増加が見込めるとき
- ・新商品の開発等により経営の革新を図るとき(公財)ひょうご産業活性化センターから成長期待企業として支援決定を受けたとき後継者不在により事業継続が困難となっている者から事業を取得するとき
- ・海外事業を展開しようとするとき
- ・先端技術の開発、先端機器の導入をするとき
- ・情報ネットワークの構築・情報化投資を行うとき
- ・環境・エネルギー、ロボット等次世代産業を行うとき
- ・新事業の事業化に取り組むとき
- ・健康・福祉・シルバー関連産業を営むとき
- ・設備の新設、増設または更新を行うとき
- ・食品関連施設で衛生上必要な機器を導入するとき
- ・拠点地区へ進出するとき
- ・産業団地へ進出するとき
- ・商店街振興組合等がハード整備を行うとき
- ・個店が設備投資を行うとき
- ・空き店舗を活用した事業を行うとき
- ・観光事業を営む者が設備投資を行うとき
- ・観光施設のバリアフリー化等を行うとき
- ・障害者、高齢者雇用事業所の改善や事業所内保育施設の設置等を行うとき
- ・新規開業のための資金を必要とするとき
- ・いったん事業を廃止し、再起業するとき
- ・売上等が減少したため資金を必要とするとき
- ・倒産企業等の影響を受け、資金を必要とするとき
- ・金融機関の合併、事業譲渡、経営合理化に伴い、資金調達に困難になったとき
- ・兵庫県中小企業再生支援協議会の支援を受けるなどにより企業再生を図るとき
- ・兵庫県中小企業融資制度及びその他の信用保証協会保証付融資の既往借入金の返済が困難になったとき
- ・長期または短期の事業資金を必要とするとき
- ・小規模事業者が資金を必要とするとき
- ・クレジットスコアリングモデルを使った短期間での審査による資金を必要とするとき

資金名	資金用途	融資条件			申し込みのできる方		申し込みに必要な認定等その他の要件		
		限度額	利率	融資(据置)期間	申し込みのできる方	申し込みのできる方			
新分野進出資金	第二創業貸付	設備 運転	1億円	1.60%	10年(2年)	・現在の事業と異なる新しい分野に進出しようとする方	認定不要(申込先による融資要件の確認可)【1年以上同一事業歴必要】		
	建設業新分野事業展開貸付					・新しい分野に進出する建設業者の方(詳しくは、農土整備部総務課建設業室にお問い合わせください。(078-362-9249))	認定不要(申込先による融資要件の確認可)【3年以上同一事業歴必要】		
	事業応援貸付					・融資を受けた後、おおむね2年以内に売上増加が見込める方	認定不要(申込先による融資要件の確認可)		
	経営革新貸付					・創業または新分野進出後、1年以上5年以内で、さらなる発展を目指す方	「中小企業新事業活動促進法」に基づく「経営革新計画」等の県(県民局商工労政課)の認定が必要		
	海外市場開拓支援貸付					・新商品の開発、生産など新たな取り組みにより経営革新を行う方	(公財)ひょうご産業活性化センターの成長期待企業としての支援決定が必要		
新技術・新事業創造貸付	2億円 (うち運転1億円)	1.20%	10年(2年)	・成長期待企業としての支援決定を受けるなど、成長が期待される方	認定不要(申込先による融資要件の確認可)				
				・後継者不在により事業継続が困難となっている方から事業譲渡等により円満に事業を取得しようとする方	認定不要(申込先による融資要件の確認可)				
設備投資資金	設備投資促進貸付	設備	3億円	1.00%	15年(2年)	・海外事業を展開しようとする方(ただし、県内において事業を継続する見通しがない場合を除く)	認定不要(申込先による融資要件の確認可)		
	食品安全貸付					・先端技術集約機器の導入または先進技術の開発を行う方	認定不要(申込先による融資要件の確認可)		
立地資金	拠点地区進出貸付	設備	2.5億円 (特認5.0億円)	1.00%	10年(2年)	・情報化投資を行う方または情報サービス業を営む方	認定不要(申込先による融資要件の確認可)		
	産業団地進出貸付					・環境・エネルギー、ロボット等次世代産業を営む方 等	認定不要(申込先による融資要件の確認可)		
観光・商業設備資金	商店街活性化貸付	設備及びこれに伴う運転	3億円	1.20%	7年(1年)	・新技術・新製品の開発や事業化に取り組む方	「新分野進出等支援事業・企業格」(工業振興課)に基づく県の認定等が必要		
	商店活性化貸付					・地域資源を活用して新たな事業展開を目指す方	「中小企業地域資源活用促進法」に基づく「地域資源活用事業計画」の国の認定が必要		
	観光設備貸付					・健康・福祉・シルバー関連産業を営む方、または新たに営もうとする方	認定不要(申込先による融資要件の確認可)		
ユニバーサル資金	観光施設ユニバーサル貸付	設備	2億円	1.20%	10年(2年)	・新製品製造などのため、機械・設備の新設を行う方	認定不要(申込先による融資要件の確認可)		
	事業所ユニバーサル貸付					・事業の効率化や改善・継続などのため、既存設備の更新を行う方	認定不要(申込先による融資要件の確認可)		
開業資金	新規開業貸付	設備 運転	資格・経験あり 3,500万円	1.40%	7年(1年)	・食品の安全のため、食品関連施設において衛生上必要とする機器を導入する方(融資対象機器については、生活衛生課にご確認ください)	認定不要(申込先による融資要件の確認可)		
			資格・経験なし 2,500万円			・新規に個人で、または会社を設立して事業を開始する方(経験・資格等がない場合)等	事業に必要な資金の20%以上の自己資金が必要 【信用保証協会の保証が必要】		
			再挑戦貸付			1,000万円	・個人事業主又は法人の経営者で、いったん事業を廃止し、事業廃止から5年以内に再起業を図る方	再挑戦支援保証制度に基づく信用保証協会の保証が必要 ・自己資金不要、担保不要	
経営安定資金	経営円滑化貸付	運転	1億円	1.15%	10年(2年)	・店舗の増改築、駐車場の整備等を行う方	認定不要(申込先による融資要件の確認可)		
	連鎖倒産防止貸付		5,000万円			・空き店舗について、店舗・建物を改修・改築し、賃貸用住宅・駐車場等にして賃貸する方	認定不要(申込先による融資要件の確認可)		
	金融変化対策貸付		2億円			・観光施設(ドライブイン・レストハウス等)及びレクリエーション施設(スポーツ施設、教養・文化施設等)の整備を行う方	認定不要(申込先による融資要件の確認可)		
	企業再生貸付		1.85%			15年(3年)	・宿泊施設等の観光施設を有しており、バリアフリー化・国際化対応を伴う建築・修繕・改修を行う方(詳しくは、観光交流課にご確認ください)	「バリアフリー新法第17条」に基づく市町等の認定または(社)ひょうごツーリズム協会による国際伝統旅館等の登録が必要	
借換資金	借換貸付	県制度融資等返済資金	1億円	1.85%	10年(1年)	・障害者・高齢者を雇用する方または事業所内保育施設・勤労者福祉施設等の設置・改修等を行う方(詳しくは、しごと支援課・少子対策課・労政福祉課にご確認ください)	認定不要(申込先による融資要件の確認可)		
			5,000万円 (運転資金のみは3,000万円)			金融機関所定	5年(6カ月) (運転資金のみは3年(なし))	・最近3カ月間の売上額等が前年同期に比べて5%以上減少している方	中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定に基づく市町の認定または金融機関による確認が必要【1年以上同一事業歴必要】
長期資金	長期資金	設備 運転	企業 組合 5,000万円 1億円	1.85%	10年(2年)	・国が指定した倒産事業者に対して50万円以上の債権を有する方	中小企業信用保険法第2条第4項第1号または第2号の規定に基づく市町の認定が必要		
			3,000万円			1.60%	1年または6カ月	・国が指定した事業活動の制限により、経営の安定に支障が生じている方 等	中小企業信用保険法第2条第4項第6号または第7号の規定に基づく市町の認定が必要【信用保証協会の保証が必要】【上記7号認定のみ1年以上同一事業歴必要】
			2,500万円			1.75%	7年(1年)	・取引先金融機関の破綻・合併等により資金調達に支障が生じている方(第6号)	中小企業信用保険法第2条第4項第6号または第7号の規定に基づく市町の認定が必要【信用保証協会の保証が必要】【上記7号認定のみ1年以上同一事業歴必要】
小規模資金	小規模無担保貸付	設備 運転	1,250万円	1.55%	7年(6カ月)	・兵庫県中小企業再生支援協議会、金融機関等による支援体制が構築され、再生が見込まれる方	兵庫県中小企業再生支援協議会による「再生計画」の策定支援または中小企業信用保険法第2条第4項第8号の規定に基づく市町の認定のいずれかが必要 【信用保証協会の保証が必要】【1年以上同一事業歴必要】		
						無担保・無保証人貸付	・兵庫県中小企業融資制度及びその他の保証付融資の既往借入金について、現在約定返済中であり、かつ借換による返済負担の軽減により経営の安定・改善が見込まれる方(ただし、立地資金・短期資金[期日一括返済分]・経営活性化資金・金融機関ブローカー融資・市町制度融資等は対象外)	認定不要(申込先による融資要件の確認可) 【1年以上同一事業歴必要】	
						特別小規模貸付	・整理回収機構へ貸付債権が譲渡された者のうち、再生が見込まれる方等	認定不要(申込先による融資要件の確認可)	
経営活性化資金	経営活性化資金	設備 運転	5,000万円 (運転資金のみは3,000万円)	金融機関所定	5年(6カ月) (運転資金のみは3年(なし))	・貿易(輸出・輸入)のための資金を必要とする方	特別の要件なし		
						この資金の申込額を含め、保証協会の保証残高が4,000万円以下の方	・担保不要【信用保証協会の保証が必要】		
地域金融支援保証制度	地域金融支援保証制度	設備 運転	5,000万円 (保証限度額4,500万円) (商工中金90%保証)	金融機関所定	5年(なし)	・この資金の申込額を含め、保証協会の保証残高が1,250万円以下の方(特別小規模貸付については、商工会議所・商工会の推薦を受けた場合は保証料の割引があります)	申し込み前1年間において、所得税、法人税、事業税または県民税もしくは市町民税の所得割・法人税割のいずれかの税額が課税され、完納していることが必要 ・担保、保証人不要【信用保証協会の保証が必要】【1年以上同一事業歴必要】		
			設備 運転 5,000万円			商工中金所定	設備10年(3年) 運転7年(2年)	・取扱金融機関の貸出取引率が1年以上の中小企業者	【全国統一制度である小口零細企業保証制度に基づく信用保証協会の保証が必要】
チャレンジ企業設備投資応援融資制度	チャレンジ企業設備投資応援融資制度	設備 運転	設備 運転 5,000万円	商工中金所定	設備10年(3年) 運転7年(2年)	・取扱金融機関と1年以上の与取取引のある中小企業者(ただし、個人事業主については青色申告を行っている方)	・担保不要 ・商工中金の保証が必要		
						設備 運転 5,000万円	商工中金所定	設備10年(3年) 運転7年(2年)	・新製品製造のための機械、設備の新設を行う方
環境保全資金	環境保全・グリーンエネルギー設備設置資金	設備	5,000万円	1.60% (利子補給あり)	7年(1年)	・当該製品の売上高が10%以上増加する設備の能力増強を行う方	対象設備によって、市町長の意見書等が必要な場合あり 【申込先は県環境政策課または県民局】		
			2億8,000万円			1.50% (利子補給あり)	10年(2年)	・県内に工場又は事業場を有し、環境保全のための設備の設置や工場の緑化等を行う方	現有自動車の解体廃車が必要(低公害車の購入の場合は不要)

赤枠内の2制度は信用保証協会を利用しないため、取扱金融機関は裏面記載の金融機関と異なります。詳しくは、商工中金神戸支店(078-391-7541)にお問い合わせください。

環境保全・グリーンエネルギー設備投資資金は環境政策課へ、最新規制適合車等購入資金及び最新規制適合車等代替促進特別資金については水大気課へお問い合わせください。利子補給については、別途申請が必要です。(一部対象外の資金あり)